

全国初！「F M F 胎児クリニック東京ベイ幕張」において**外国人医師等による臨床修練が可能となります****～国家戦略特区における規制改革において本市の提案が国に認定されました～**

千葉市では、国家戦略特区における規制改革メニューの臨床修練診療所確保事業（以下「本特例措置」という）活用の提案について、令和6年6月4日の国家戦略特別区域諮問会議にて了承され、全国で初めて活用することとなりましたので、お知らせします。

1 概要

外国人医師等が臨床修練（※）を行うことができる診療所は、厚生労働大臣の指定した臨床修練指定病院との緊密な連携体制が確保された診療所に限定されていますが、国家戦略特区における本特例措置を活用した場合、診療所が単独で臨床修練を行うことができることとされています。

本特例措置の活用にあたっては、適切な指導医が確保されており、かつ、国際交流に主体的に取り組む診療所であることが要件とされているところ、当該要件を満たす市内の診療所から本特例措置の活用に係る意向を受け、国に対して提案したものです。

※外国人医師等が厚生労働大臣の指定する病院において、臨床修練指導医等の実地の指導監督の下に医業等を行うこと。

2 活用に伴う効果

外国人医師等に対して臨床修練を行い、医療分野における国際交流への進展に寄与します。

3 本特例措置を活用する事業実施主体（診療所）**（1）診療所**

F M F 胎児クリニック東京ベイ幕張

（美浜区ひび野2-3 アパホテル&リゾート東京ベイ幕張セントラルタワー47階）

（2）開設者（院長）

林 伸彦

（3）臨床修練開始時期（予定）

令和6年9月

<参考>**国家戦略特区について**

「世界で一番ビジネスをしやすい環境」を作することを目的に、地域や分野を限定することで、大胆な規制・制度の緩和や税制面の優遇を行う規制改革制度です。平成25年度に関連する法律が制定され、平成26年5月に最初の区域が指定されました。本市は平成28年1月に、東京圏の一部として指定を受けました。